

# 避難所運営ガイドライン（町内会編）

令和2年9月（第1版）

利 府 町

このガイドラインは、町内会が避難所の運営主体となって、開設、運営を行うためのガイドラインとして作成したものです。

今回のコロナ禍のなかにあって、町民の皆さんが安全で、安心して避難できる環境づくりや運営の参考としてください。

また、このガイドラインのほか、利府町防災マップや防災マップ「別冊」についても避難所運営に活用してください。

## 避難所運営ガイドライン（町内会編）

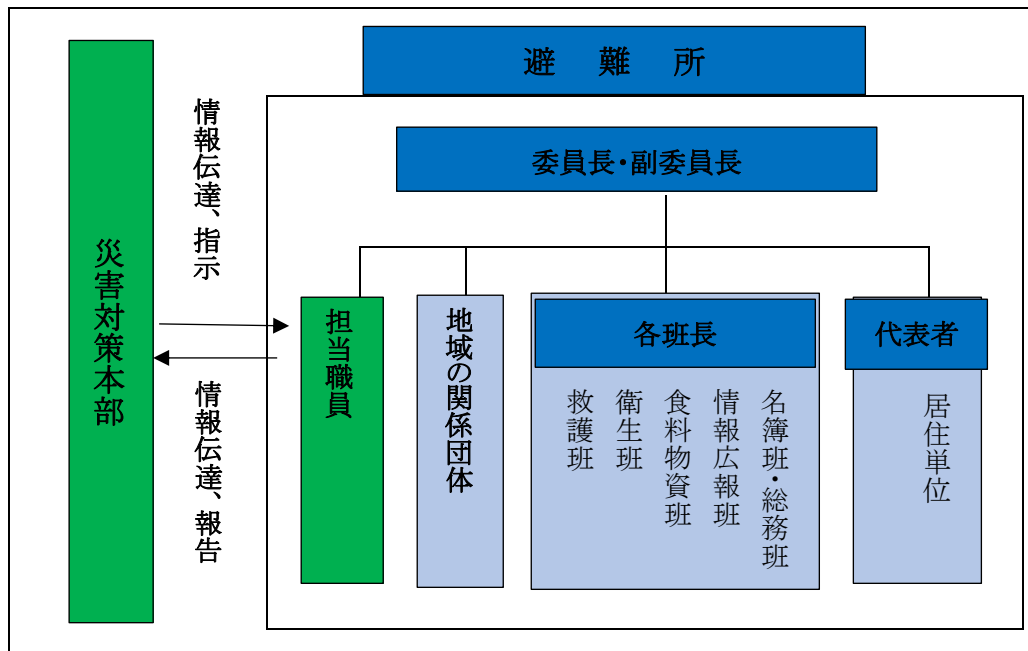
### 避難所の運営

- 避難所は、地域団体、避難者、避難所担当職員等がそれぞれの役割を果たして協働で運営する。
- 避難所を統率し、組織的に運営するために運営組織を立ち上げる。
- 町内会は、その組織力を活かして運営組織の中心となって各活動にあたる。

#### （１）避難所の運営組織

- ・ 避難所の運営組織は委員長、副委員長、各活動班の班長、避難所の担当職員、地域の関係団体等を加えて構成する。
- ・ 運営委員は、運営を進める中で避難者の中から選出することが望ましいが、立ち上げ時には、速やかに運営を進められるよう、町内会がその役割を担う。
- ・ 避難者のニーズには男女の違いもあるため、意見が避難所運営に反映されるよう、避難所運営委員には女性も入れて意見の反映を行う。

（組織例）



- ・ 運営会議は、委員長、副委員長、地域の関係団体、担当職員、各班長、居住単位の代表者で行う。
- ・ 各班、居住単位には、各班長、代表者が伝達する。

## (2) 避難所運営委員会の役割

- 運営委員会では、各班等への指示、避難者への周知など、避難所運営全体を調整する。
- 各種活動では、災害時要援護者への配慮が行われるように支援する。また、男女のニーズの違いやプライバシーへの配慮が行われるよう調整する。
- 避難者のニーズや意見のとりまとめを行う。
- 町災害対策本部や関係機関との連絡や調整を行う。

### 1 居住単位と代表者の選出

- 居住単位を決め、その単位毎に代表者を決める。
- 避難者への指示や伝達事項などは、代表者を通して周知する。
- 代表者の選出は、特定の人に負担が集中しないよう長期間にわたる場合には交代制にするなど工夫する。

### 2 各班の設置

- 各居住の単位から、それぞれの班の構成をする者を選出し、班を編成する。
- 班長を決めて班長を中心に、各班に活動してもらう。
- 班長、班員は、特定の人に負担が集中しないよう長期間にわたる場合には交代制にするなど工夫する。

### 3 運営会議の開催

- 避難所の運営が円滑に行われるよう、運営会議を1日1回開催する。  
運営会議では、
  - ①避難所内での運営方針やルール等の決定や変更を行います。
  - ②各班や居住単位の活動状況を共有し、今後の活動を決定する。
  - ③避難者の増減に合わせて、避難者の居住スペースの変更等を決定する。
  - ④避難所内での課題等を検討し、対応する。

### 4 避難所運営委員会の円滑な引継ぎ

- 委員長、副委員長の退所に備えて、補助を務める人材を確保するなど、円滑な引継ぎを行う。
- 班長、代表者の退所に備えて、定期的に交代するなど、円滑な引継ぎの工夫を行う。

### (3) 居住単位の活動

- 居住単位の代表者が中心となって、各班の活動の支援を行う。
- 各班の決定に基づき、炊き出し、生活用水の確保、共有スペースの清掃などを輪番制で行う。
- 居住単位にいる支援が必要な方については、居住単位内で協力して支援を行う。
- 使用しているスペースや部屋は、居住単位ごとに清掃を行い、環境整備を行う。

### (4) 各班の活動

- 各班は、避難所運営のため分担し業務にあたる。
- 各班の主な業務は以下のとおりですが、それぞれの避難所の状況や避難者数に応じて班の業務を調整し、活動する。

#### 名簿班

- ・ 避難者の人数を把握し、避難者名簿を作成する。
- ・ 避難者の入所や退所を管理する。

#### 総務班

- ・ 避難者の居住スペースや、共有スペースを設置する。
- ・ 避難者の人数や災害時要援護者の有無等によって、居住スペースの調整や他の施設の利用等について検討する。
- ・ 避難所のルールを周知する。
- ・ 防犯、防火のための見回り当番の割り振り等を行う。
- ・ ボランティアの養成、受け入れ、調整等を行う。
- ・ 運営会議を総括する。
- ・ 在宅避難者や車中避難者への支援、対応を行う。

#### 情報広報班

- ・ 災害対策本部への報告や、要請等を行う。
- ・ 災害や支援の情報等を避難者へ伝達する。
- ・ 避難者の安否確認の窓口となる。

### 食料物資班

- ・食料や物資の必要数を把握し、要請等により調達する。
- ・食料や物資の管理及び配付を行う。

### 救護班

- ・けが人への応急手当や救急要請等を行う。
- ・災害時要援護者（高齢者、妊婦、乳幼児など）への支援を行う。

### 衛生班

- ・避難所のトイレの確保と運用を行う。
- ・特に、感染症予防として使用にあたってのルール徹底を行う。
- ・ペット連れ避難者がいる場合、ペットスペースを確保する。
- ・ペット連れ避難者に対し、避難所内でのルールの徹底や飼育状況を確認する。
- ・飲料水のほか、手洗いに必要な生活用水を確保する。
- ・感染症対策として消毒や換気、手洗いの徹底等を周知する。
- ・ごみの集積や清掃の実施などを管理し、避難所の衛生管理を行う。
- ・特に今回のコロナ禍においては、避難者のマスクの着用、ごみの処理、共用施設部分の消毒等に十分注意し、避難所内での感染防止対策の徹底を行う。

- ◆避難所として運営するにあたり、事前協議事項、避難所のルールを掲載しています。
- ◆避難所のルール等については例を記載しています。運営時の参考としてください。
- ◆避難所の運営にあたっては、円滑に運営するために、各地区で事前にルール等を決めておきましょう。

## 新型コロナウイルス感染症対策（避難所運営ガイドライン）

- ◆ 新型コロナウイルス感染症が流行している中であっても、災害が発生した場合には危険な場所にいる人は避難が必要です。
- ◆ ただし、避難所に多くの人が集まると、密集状態になりやすく感染拡大の恐れがありますので避難先の分散と、避難に十分なスペースの確保が必要です。

### 1 事前対策

#### （1）住民への周知、広報

- ① 「避難」とは、「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。安全な場所では、自宅に留まることも避難行動の一つです。
- ② 避難所以外の避難方法として、在宅避難、安全な親戚や知人宅に避難することなども各家庭で話し合いをするように地域で呼びかける。
- ③ 避難を話し合うにあたり、防災マップで在宅避難が可能な地域かどうか確認しておく。
- ④ 生活必需品やマスク、石鹸、手指消毒用アルコール、体温計、スリッパ、ごみ袋等避難者の個人の衛生用品は持参を基本とし、いつでも持ち出せるよう各家庭に、準備を呼びかける
- ⑤ 服薬している薬や体調管理のためのサプリメント、おくすり手帳等を用意する。
- ⑥ 避難所に行くときにはマスクを着用する。

#### （2）各地域の避難所を確認する。

- ・地域の指定避難所を防災マップで確認しておく。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、広いスペースを確保する必要があるため、総合体育館、十符の里プラザ及び各小中学校の体育館を指定避難所と位置づけています。避難所の設置状況を確認のうえ避難する。
- ・地区集会所を避難所として使用する場合には、居住スペースの密集、密着を避けるため、各世帯が1～2mの間隔を空けて収容できる人数や、世帯数等を検討する。
- ・体調不良者の専用のスペース、専用トイレもあわせて検討する。専用スペースは個室が望ましいが個室が確保できない場合は、パーティションや簡易テントを設け感染防止を図る。

- ・避難所に十分なスペースが確保できない場合には、災害対策本部と協議のうえ、他の避難施設を活用する。

### (3) 避難者のスペースの確保

- ・避難者の間隔を確保するため、居住スペースに2 mの通路を設ける。
- ・多数の避難者がいる場合でも、避難者の協力のもと1 mの間隔を確保する。
- ・トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等では、三つの密を避けた運用を行う。
- ・パーティションや簡易テントは、居住スペースにおいても積極的に活用する。
- ・専用スペースと居住スペースの動線を分け、分離したレイアウトを検討し、すべての動線は交差を避けて一方通行とする。

## 2 避難所の開設・運営

- ◆ 発熱や咳等の症状がみられる避難者や、濃厚接触者など感染が疑われる避難者でも災害時には避難所で受け入れます。
- ◆ 受付で避難者の体調を確認し、体調不良者は専用のスペースに誘導する
- ◆ 多くの人々が避難、滞在する避難所は、感染症が広がりやすいところです。避難者も避難所の運営に携わる人も、マスクの着用や手洗いを励行し、感染対策を十分に行う。
- ◆ 避難所が密閉した空間にならないように、定期的に換気を行う。

### (1) 事前受付の設置

- ① 避難者の健康状態を確認するため、避難所の入口の外に事前受付を設置する。
  - ・避難所開設と同時に事前受付を設置し、運営する。
  - ・避難所の事前受付で、健康確認カードを配付し、該当する人に申し出てもらう。
  - ・受付の周辺では、避難者の列が密にならないように注意する。
  - ・アルコール消毒液を設置し、雨天時はテントを設置する。
  - ・避難者のマスク着用、手指の消毒を徹底する。
- ② 発熱の有無や問診により、健康状態を確認する。
  - ・避難者の発熱の有無を体温計により確認する。体温計は、非接触型体温計が望ましい。接触型体温計を使用する場合には、感染防止のため毎回消毒を行い使用する。



- ・検温するスタッフは、マスク、使い捨て手袋、眼の防護具を装着する。
- ③ 事前受付の結果により、総合受付又は専用スペースへ誘導する。
  - ・発熱や咳等の症状がある方は、専用スペースへ誘導する。その際、一般の避難者とのゾーンを分け接触することのないよう誘導する。
  - ・発熱や咳等の症状のない方は、総合受付へ誘導する。
  - ・避難者自らが行動できるよう、案内看板等を用意する。
- ④ 事前受付の設営前に避難者が居住スペースに入った場合は、改めて1～2m間隔の区切りを行うとともに、各避難者の体温等の健康状態を確認する。

## (2) 感染予防対策

### ① 避難所運営者の留意点

- ・事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温等の健康状態を確認する。
- ・避難者及び運営スタッフに体調チェック表を配付し、毎日体温等の健康状態を確認する。
- ・ポスターやチラシ、呼びかけにより避難者の感染防止のための運営上の留意点を周知する。
- ・手指消毒用アルコールは、人の出入りの多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、こまめに手指の消毒を行うよう徹底する。
- ・30分に1回以上、数分程度、2方向の窓を全開し、定期的な換気を実施する。
- ・手すり、ドアノブ、共用備品等の人が接触する場所は1日1回以上こまめに消毒する。避難所を閉鎖するときは、使用した場所の消毒を必ず行う。
- ・居住スペース、トイレ及び洗面所の定期的な清掃と消毒を行う。  
(通常の清掃に加え、糞便や嘔吐物で汚染された場合は、次亜塩素酸ナトリウム0.1%による消毒が推奨される。)
- ・物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等により、接触感染を回避する。
- ・ごみは世帯ごとに小さな袋にまとめて排出するように呼びかける。特にマスクやティッシュ等のごみは小袋に入れて密封して排出する。
- ・ごみ箱にごみを出す際や、ごみ袋を回収するときは、使い捨て手

袋、眼の防護具を装着し、回収後等は必ず手洗い、手指の消毒を行う。

## ② 避難者個人の留意点

- ・避難者はマスクを着用（睡眠中もできる限り着用）する。
- ・前後左右1～2m程度の距離を確保する。
- ・こまめな手洗いを励行し、断水している場合は、アルコール手指消毒剤を使用する。  
（特に、ドアノブ等の共有部分に触れた後は、手洗い、手指の消毒を徹底する。）
- ・配付された体調チェック票により、毎日の体温等の健康状態を確認する。
- ・飛沫感染、接触感染を最低限にするため、居住スペース以外で食事をとらないことが望ましい。

## (3) 発熱、咳等の症状がある避難者への対応

- ① 専用スペースを確保し、その際のスペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保しておくことが望ましい。
- ② 専用スペースは個室とすることが望ましいが、小規模な避難所で個室を確保できない場合は、パーティションや簡易テントを設けるか、病状等を考慮したうえで、医療機関を受診するまで体調不良者の専用スペースを分けることを検討する。
- ③ 避難所の運営に従事する者のうち、体調不良者の専用スペースで活動する人を絞り込むなど感染拡大防止に努める。
- ④ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安に該当する症状のある方が発生した場合、災害対策本部を通して保健所へ連絡し、対応について協議する。

## (4) 運営者の衛生管理

- ① 避難所内では常時マスクを着用し、こまめな手洗い・手指消毒を行う。
- ② マスク、手袋を外すときには、ウイルスが付着している可能性があるため、外した後の手洗い、手指消毒を行う。
- ③ 体調不良者の専用スペースには、むやみに立ち入らないようにし、専用スペースで活動する従事者も最小限とする。
- ④ 感染が疑われる避難者を介助するとき、清掃、消毒時には、防護着を

着用する。(大きなごみ袋や使い捨てできる雨合羽等を簡易防護着として使用できる。)

(5) 新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応

- ① 発熱や咳等の症状があつて検査を受け、感染が確認された場合、感染者が滞在していた避難所内の共用部(トイレ含む)は、保健所の助言を受けて、消毒を行う。
- ② 保健所の調査によって把握された濃厚接触者は、専用スペースで隔離し、保健所の助言を受けて対応する。

(6) 避難者名簿の作成

- ① 避難所で感染者が発生した場合に濃厚接触者を特定できるように、避難者名簿には、滞在区画、滞在時間及び連絡先を記載する。
- ② 避難者には受付や居住スペースで避難者カードを配付し、滞在现场に落ち着いた後に世帯ごとに記入してもらい、カードを回収する。
- ③ 避難者カード、避難者名簿等は健康調査カードと合わせて保管する。
- ④ 車中避難者についても、避難者カードを記入してもらい、避難者名簿に掲載する。
- ⑤ ペット連れ避難者については、ペットの同行を避難者カードに記入してもらおう。

(7) 車中避難者への対応

- ① 車中避難者は、避難した避難所の受付で避難者カードを記入してもらおう。
- ② 車中避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。
- ③ 車中避難者の健康状態の確認を、避難所の避難者と同様に体調チェック表により、定期的に行う。

(8) ペット連れ避難者への対応

- ① ペットを連れて避難する場合、避難所内の居住スペースと一緒に避難することはできません。避難所へ入所するときにはペットの対応について説明し、理解を得ること。
- ② 避難所の屋外にペットのスペースを確保し、ケージ等に入れるかつなぎとめる等して、飼い主に責任をもって飼育してもらおう。
- ③ 災害時に備え、飼い主は日ごろから以下のとおり備えておく。

- 普段の暮らしの中での防災訓練
- ペットのしつけと健康管理
- ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等）
- ペットの避難用品や備蓄品の確認等
- 避難所や避難ルートの確認等

## 新型コロナウイルス感染症対策 チェックリスト

### 1 事前対策

- 住民が避難前に準備、検討するよう事前に周知する。
- 資機材の準備、備蓄品の拡充を行う。
- 三つの密を避けるための避難所の確保に努める。
- 避難所のレイアウトを作成する。
- 事前受付のレイアウトを作成する。
- 避難所の設営にかかる役割分担を事前に決定する。

### 2 避難所の開設・運営

- 可能な限り多くの避難所を開設する。
- 事前受付を設置する。
- 事前受付にアルコール消毒液を設置する。
- 避難者のマスクの常用、手洗いを徹底する。
- 検温するスタッフはマスクに加え、使い捨て手袋、エプロン、フェイスシールド等を装着する。

### 3 感染症対策

- 事前受付を継続し、避難所に人の出入りがある毎に、体温等の健康状態を確認する。
- 避難者及び運営スタッフに体調チェック表を配付し、毎日体温等の健康状態を確認する。
- アルコール消毒液は、人の出入りが多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には、必ず手指消毒を行うよう徹底する。
- 30分に1回以上、数分程度、2方向の窓を全開する定期的な換気を実施する。
- 手すり、ドアノブ等の人々が接触する共有部分は、1日最低1回消毒する。
- トイレ、洗面所の定期的な清掃及び消毒を行う。
- 物品や食事の配給時は、一度机に置くこと等により、接触感染を回避する。

### 4 その他

- 避難者名簿を作成する。
- 車中泊（車中避難者）等への対応を検討する。

## 新型コロナウイルス感染症が収束しない中での 大雨等災害時における避難所等の開設について

新型コロナウイルスが猛威をふるう中、いつ起きるかわからない自然災害時においても「密閉」・「密集」・「密接」3つの密を避ける行動が求められます。

災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となります。

このため、感染拡大防止対策を踏まえた避難所の開設が必要となりますので、その際の運営について、ご理解とご協力をお願いいたします。

**新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、  
災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。**

### 知っておくべき 5 つのポイント！

- 避難とは[難]を[避]けること。  
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。  
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計等が不足しています。できるだけ自ら携行してください。
- 利府町が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には利府町ホームページ等で確認してください。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認してください。

日ごろから非常時持出品の準備をお願いします。

特に不足がすることが予想されますので、下記の品目はできる限り避難される方ご本人で準備してください。



**発熱等の風邪症状がみられたら**

発熱、咳、だるさなどの症状がある方は、避難所での受付の際に必ず申し出てください。また、問診、体温測定などにご協力ください。

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう